三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器	三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となつていることを、目視及び記録により検査する。
三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場	三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。
三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器	三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、収容物と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造となつていることを、目視及び記録により検査する。
三十三　第四条の二第一項第三十三号の廃薬焼却場	三十三　移動区域内の廃薬焼却場について、移動区域内に設置し、かつ、その周囲の樹木、雑草等を伐採した状況を、目視により検査する。
［新設］	［新設］

別表第三　（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一　第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況	一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視により検査する。

別表第三　（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
［新設］	［新設］
1　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一　第四条第一項第一号の標識、掲示板、危険区域、境界さく及び警戒札等	一　製造所の標識、掲示板、危険区域、境界さく及び警戒札等の維持管理状況を、目視により検査する。